

新型コロナウイルス感染症緊急対策として、事業の継続、雇用の維持、そして生活の下支えを最優先に全力で取り組む観点から市独自支援策を第1回臨時会に提出する

① 小規模事業者等経営サポート給付金事業

補正額 240,000 千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内小規模事業者等への現金給付による支援を実施
- 交付対象 小規模事業者支援法における小規模事業者（農業法人を除く）、ただし飲食・宿泊業については中小企業者も含む
- 交付要件 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で20%以上減少している者。【対象月：令和2年1月～12月】
- 給付額 飲食・宿泊業 200千円、その他事業者 100千円
- 補正額 給付金 233,000 千円（飲食・宿泊業：200千円×360事業者、その他事業者：100千円×1,610事業者）
事務費 7,000 千円（消耗品、委託料、使用料及び賃借料等）

② 商工金融円滑化事業

補正額 750,000 千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響によりまちづくり特別資金の「災害対策資金」の融資を受けるものに対する利子補給を拡充（従来）実行から3年間利率のうち1%分 → （拡充後）実行から3年間利率の全額
※令和2年4月7日 岩見沢市中小企業等振興条例施行規則の一部改正により拡充
→上記拡充に伴う融資申込の増加により、利子補給金及び預託金が不足する見込み
- 対象 令和2年2月18日以降に融資あっせんの申込みのあった資金について適用
- 申込状況 長期：32件 421,000千円・短期：2件 10,000千円
（令和2年4月17日現在）
- 融資見込 長期：180件1,800,000千円・短期：30件90,000千円
- 補正額 利子補給金 20,000 千円
預託金 730,000 千円

区分	長期資金 ①	短期資金 ②	計 ③ (①+②)	予算残 ④	補正額 (③-④)
利子補給	21,247	1,323	22,570	2,570	20,000
預託金	1,200,000	60,000	1,260,000	530,000	730,000
計	1,221,247	61,323	1,282,570	532,570	750,000

(単位：千円)

③ 児童手当等給付事業（ひとり親家庭生活支援資金貸付事業）

補正額 10,000 千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により生じた市内ひとり親家庭の減収について、生活支援資金を貸付けする
- 交付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、欠勤等により収入が減少した児童扶養手当受給者（※全部支給停止者・生活保護受給者を除く）
- 受付期間 令和2年7月31日まで
- 貸付額 上限20万円（1万円単位・無利子）
- 返済 貸付の翌月から24か月以内（最大24回まで分割可能）
返済月額は、貸付額を返済月数で均等割
- 補正額 貸付金 10,000 千円（200千円/人 × 50人）

区分	件数	貸付金額
予備費対応分	35	5,600
4/1～4/20実績	23	3,850
4/21～4/30見込	12	1,750
補正額	50	10,000
5月見込	22	4,400
6月見込	16	3,200
7月見込	12	2,400
合計	85	15,600

【参考】令和元年度実績 61件 7,640千円 (R2.3.2～3.31)

④ 市内公共施設使用料のキャンセル等に伴う返還金

補正額 9,000 千円

- 概要 公共施設の利用予定者の負担を軽減するため、施設利用をキャンセルした場合、納付済みの使用料を全額返金するとともに、キャンセル料の徴収を行わない（指定管理者が返金等の対応にあたる施設においては、市がこれを指定管理者に全額給付）
- 補正額 返還金 9,000 千円

所管部別の状況

(単位：千円)

区分	対象施設	返金等の対応額	対象施設の内訳
総務部所管施設	3施設	450	コミュニティプラザ、有明交流プラザ、幌向総合コミュニティセンター
企画財政部所管施設	1施設	250	自治体ネットワークセンター
農政部所管施設	1施設	50	上幌向地区多目的研修会館
経済部所管施設	3施設	2,200	イベントホール、ワークプラザ、メープルロッジ
教育部所管施設	11施設	6,000	市民会館、文化センター、北村環境改善センター、栗沢文化センター、スポーツセンター、総合体育館、トレーニングセンター、北村トレーニングセンター、北村多目的体育館、栗沢B&G海洋センター、栗沢球場
栗沢支所所管施設	1施設	50	栗沢福祉センター
合計	20施設	9,000	

新型コロナウイルス感染症緊急対策として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための支援策を第1回臨時会に提出する【国の補正予算（第1号）関連】

⑤ 特別定額給付金事業

補正額 8,086,000 千円

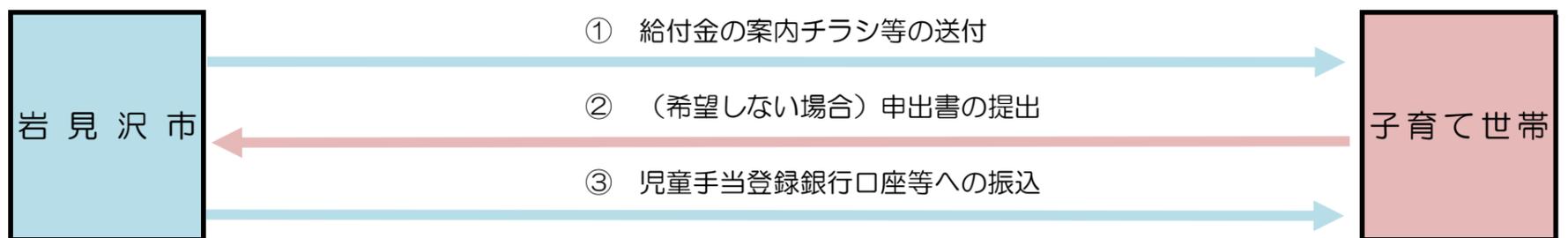
- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が制約されている市民の家計への支援としての特別定額給付金の給付
- 交付対象 **令和2年4月27日現在、住民基本台帳に記載されている者等**及びこれに準ずる者として市が認める者
【対象見込：約42,000世帯 約80,000人】
- 給付額 100千円/人
- 受付期間 <オンライン>5月1日から <郵送>5月下旬から8月下旬（3か月間）
- 補正額 給付金 8,000,000 千円（100千円/人×80,000人）
事務費 86,000 千円（消耗品、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料 等）
- スケジュール

項目	月	5 月			6 月			7 月			8 月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
オンライン申請	受付期間	オンライン申請受付期間											
	申請受付	受付①	受付②	受付③
	給付		給付①	給付②	給付③
郵送申請	受付期間	準備・周知期間			郵送申請受付期間（3か月間）								
	申請受付	申請から約2週間で口座へ振り込み			受付①	受付②	受付③
	給付				給付①	給付②	給付③

⑥ 子育て世帯への臨時特別給付金事業

補正額 88,000 千円

- 概要 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている児童手当受給世帯に対する支援として臨時特別給付金を給付
- 交付対象 **令和2年4月分児童手当受給者（特例給付除く）**
※対象児童 令和2年3月31日までに生まれた児童（令和2年4月で新高校一年生となる児童を含む）
【対象見込：約5,100世帯 約8,500人】
- 給付額 10千円/人
- 申請 **申請不要** ※公務員は、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人から居住市町村に申請
- 給付時期 6月の児童手当支給と同時期に給付 ※公務員は申請受理後、6月以降に随時給付
- 補正額 給付金 85,000 千円（10千円/人×8,500人）
事務費 3,000 千円（消耗品、印刷製本費、通信運搬費、手数料 等）
- 事業スキーム



【補正内容（全体）】

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	財政調整基金繰入金	元金償還金	一般財源
① 小規模事業者等経営サポート給付金事業	240,000	0	240,000	0	0
② 商工金融円滑化事業	750,000	0	20,000	730,000	0
③ 児童手当等給付事業（ひとり親家庭生活支援資金貸付事業）	10,000	0	10,000	0	0
④ 市内公共施設使用料のキャンセル等に伴う返金	9,000	0	9,000	0	0
市独自支援 計	1,009,000	0	279,000	730,000	0
⑤ 特別定額給付金事業	8,086,000	8,086,000	0	0	0
⑥ 子育て世帯への臨時特別給付金事業	88,000	88,000	0	0	0
国の補正予算（第1号）関連 計	8,174,000	8,174,000	0	0	0
合計	9,183,000	8,174,000	279,000	730,000	0